東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災からの速やかな被災地の復旧・復興を図るため、国は、次の事項について迅速かつ積極的な措置を講じられたい。

- 1. 復興事業予算の実態に即した財政支援等について
- (1) 東日本大震災復興交付金について、被災地域の現状に照らし、同交付金を必要な事業に柔軟に対応できる真に自由度の高いものとするとともに、計画作成等申請手続きのより一層の簡素化、効率化を行うこと。また、5年間となっている事業期間を延伸するなど、弾力的な制度運用を行うとともに、事業期間における財源を確実に確保すること。
- (2)原子力発電所事故による被害を受けた全ての地域で、復興推進計画に基づく規制緩和や特例措置、土地利用に関する特例措置、復興交付金を受けられるよう、 東日本大震災復興特別区域法の制度を拡充すること。
- (3) 津波による被災地に限らず、内陸部を含む全被災地域の早期復興が達成できるよう復興交付金の使途の拡大や予算規模の拡充、事務手続きの簡素化を図ること。
- (4) 復興交付金を活用した事業により、被災者間に支援措置の相違・格差が生じないようにすること。また、基幹事業の導入及び推進を図るため、同一事業経費に係る補助対象可否の取扱いを統一すること。
- (5) 復興特区制度に基づく各種規制緩和・税制の特例等について、対象範囲や要件 を被災地でもことさら「面的に著しい被害を受けた地域」等に限定することなく、 弾力的・柔軟に運用すること。
- (6) 災害復旧事業に係る用地取得費及び実施設計費を補助対象経費とすること。
- (7) 災害救助に当たり自衛隊が駐屯地とした公園等の原状復旧費用や、遺体捜索に 伴う納骨堂の設置及び維持管理に係る費用について、災害救助費の対象として認 めること。また、継続して実施する行方不明者の捜索費用等を災害救助費の対象 とすること。
- (8) 東日本大震災の復旧復興に係る国庫補助金等については、必要額を十分に確保すること。
- (9) 復旧・復興事業及び緊急防災・減災事業に係る財政需要については、地方単独 事業分も含め的確に地方財政計画(東日本大震災分)に反映させ、必要な財源を 確保すること。

また、被災団体の財政需要に臨機に対応できるよう、地方交付税の繰上交付など、引き続き適切な措置を講じること。

- (10) 東日本大震災以降、防災に係る財政需要額が増加していることから、地方自治 体が円滑に事業を実施できるよう、地方単独事業分を含め、緊急防災・減災事業 に必要な地方債資金を確保するとともに、適切な財政措置を講じること。
- (11) 東日本大震災の被災者に対する地方税等の減免措置による減収額については、全額国費により財政措置を講じること。
- (12) 東日本大震災に伴う上下水道事業・ガス事業の減収分に対して、必要かつ十分 な財政支援を講じること。
- (13) 省庁や部局等を越えた横断的で具体的な復興関係の施策を市町村の実情に合わせてとりまとめ、その情報提供に努めること。
- (14) 応急仮設住宅の管理運営に要する経費について、速やかに全額を措置すること。
- (15) 災害公営住宅の建設をはじめ大量の復旧・復興工事を円滑に進めるために、労務者や工事資材の不足に伴う工事価格の増嵩、契約締結後の物価変動に伴う請負代金額の増額変更に対し、必要かつ十分な財政支援措置を講じること。
- (16) 過疎対策事業債の対象となる市町村計画に係る事業について震災の影響により 新たな地域課題が生じていることを鑑み、平成27年度末に失効期限を迎える過疎 地域自立促進特別措置法の更なる延長を図ること。
- (17) 津波対策として実施する海岸堤防整備及び河川管理施設整備(普通河川を含む) を基幹事業として位置付けること。

2. 国の出先機関のあり方について

今回の大震災では、発災直後から地方整備局や地方経済産業局と市町村が一体となって、迅速かつ懸命な救援活動やインフラ・産業の復旧が行われるなど、地域における国の出先機関の役割が改めて認識された。このようなことから、国の出先機関改革は、東日本大震災において国の出先機関が果たした役割を十分に検証し、市町村の意見を聞いた上で慎重に対応する必要があり、将来に禍根を残すことなく拙速に進めるべきではないこと。

3. 被災者に対する社会保障等について

(1) 安定した国保事業の運営のため、被災した被保険者に係る一部負担金免除及び 国保保険料(税)の減免に対する財政支援を継続すること。 (2)介護保険財政の安定的な運営を図るため、介護保険災害臨時特例補助金による 支援を継続するとともに、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を 招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置 を講じること。

4. 被災者の生活再建支援について

- (1) 東日本大震災に係る災害援護資金貸付要件について、住家の全壊・半壊の場合 に、家財分も併用して借入できるようにすること。家財被害のみの貸付要件につ いては、緊急性が薄れており、期間経過後の判定の困難な案件が多くなっている ことから、申請期限の見直しについて検討を行うこと。
- (2) 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅(「みなし仮設」)について、原則 2年としている入居期間を1年間延長する方針を決定したが、防災集団移転促進 事業等の状況に応じた複数年の期間延長を認めるとともに、事務の簡素化に配慮 したうえで、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (3) 一部損壊住宅の修繕に対する補助制度を創設するとともに予算を確保すること。
- (4) 持ち家の有無に関わらず、既存・新設の公営住宅について入居基準を緩和する など災害公営住宅に準じた強力な支援措置を講じること。
- (5) 津波により住家全体が流失した世帯は住家被害が甚大であり、特段の支援が必要であることから、被災者生活再建支援制度の拡充を図ること。
- (6)被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用した就学援助費による通学補助制度について、学校の移転整備が完了するまでの間、支援を継続すること。
- (7) 防災集団移転促進事業の移転対象者が、事業実施以前に先行して移転を行った場合においても、遡及して制度を活用するなどの柔軟な措置を講じること。
 - また、防災集団移転促進事業の買取り要件や平均敷地面積上限、公共施設整備の国庫補助対象経費の上限等について、被災地の実情に合った制度に緩和するとともに、移転先の土地が円滑に取得できるよう土地所有者に対する税の負担軽減策を講じること。
- (8) 建築基準法の災害危険区域の指定により、居住が困難となる土地について、地方自治体が買い取る際の財政措置を講じること。
- (9) 高層住宅におけるライフラインの確保のため、エレベーターや上下水道接続部 の耐震化、高層階への備蓄倉庫の設置義務などの対策を講じること。
- (10) 液状化被害に対する復旧・復興及び再発抑制のため、具体的な液状化対策工法

- の研究・検討の推進、地方自治体への情報提供及び相談対応の実施など、更なる 支援を行うとともに、被災地域の復旧方法に係る技術的な基準を提示すること。 また、都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)について、補助要件の緩和 を図ること。
- (11) 地域自殺対策緊急強化事業については、東日本大震災の発生により自殺者の増加が懸念されることから、自殺対策基本法に基づき地方自治体が実施する自殺対策事業に対し、恒久的な国庫補助制度の創設を行うこと。
- (12) 被災地における病院の新規立地について、医療計画上の病床規制を緩和すること。
- (13) 被災した医療機関の早期再建や常勤医師の地域的偏在の是正に向けた取組みを強化するとともに、地域住民が安心して暮らせる医療環境の充実に努めること。
- (14) 医療施設における自家発電設備の整備促進について、財政措置の充実を図ること。
- (15) 地域づくり支援事業(専門家派遣事業)等住民の合意形成促進(コーディネート等)に資する事業の継続実施及び拡充を図ること。

5. 避難者支援等について

- (1) 避難を余儀なくされている被災者が多くいる中、国は、復旧・復興についての中・長期的な展望と対策を示すとともに、避難者が安心して避難先での生活を送れるよう、避難者の現状及びニーズを把握し、被災県などと連携を取りながら、被災者への適切な措置を講じること。
- (2) 避難者に対する生活保護費については、受入自治体の負担が増大している現状を考慮した制度改正等を行うこと。
- (3) 市民・行政が一丸となって避難者への十分な支援を継続するため、避難者受入 れに伴い生じている特例事務を含め、受入れ自治体が独自に行う行政サービスに ついても、国はその費用を全額負担すること。
- (4)被災自治体が膨大な復旧・復興事業に取り組むことができるよう、支援物資の 提供体制及び技術職が不足している現状に鑑み、全国規模での職員派遣が柔軟に 行える制度を構築するとともに、関連経費に係る財政支援措置を拡充すること。
- (5)被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員の派遣などの基礎自治体間の支援に係る仕組みと国の財政支援を法で明確にすること。

- 6. 災害廃棄物の処理に対する支援について
- (1) 災害廃棄物の広域処理については、国の責任において、安全性や処理方法等を 地域住民が安心・納得できるよう丁寧かつ分かりやすく説明するとともに、情報 公開を徹底するなど、環境整備や支援体制の充実を図ること。

また、広域処理に係る費用については、確実にその全額を国が負担すること。

- (2) 復旧の妨げとなっている災害廃棄物の迅速な処理を推進するため、災害等廃棄 物処理事業に係る費用の全額を国が負担すること。
- (3)復興の大前提である災害廃棄物処理について、膨大な量を被災自治体のみで処理することは困難であることから、全国の自治体で広域処理を行う取組みを推進すること。
- (4) 風評被害が生じないよう、安全性の根拠について詳細な説明を行うとともに、 風評被害が生じた場合は国が窓口を設け、責任をもって対応するなど、万全の対 策を講じること。
- (5) 災害廃棄物の受入自治体内において焼却灰の最終処分を行うことが困難な場合は、国が直接焼却灰の処分先との調整を行うなど、責任をもって最終処分場を確保すること。

また、国において、焼却灰のセメント化などによる再生利用を検討するほか、 再生利用先との調整や受入自治体が再生利用を行った場合の費用を負担するな ど万全の対策を講じること。

7. 地域産業の復興・再生に対する支援について

- (1)復興産業集積区域内における税制上の特例措置について、復興推進計画の認定 の日より前に設立された法人であっても発災の日(平成23年3月11日)以降に設立された法人であれば対象に含まれるよう、弾力的な制度の運用をすること。
- (2) 住宅地や工場・工務地が分散立地した全被災地域の早期復興を図るため、津波 復興拠点整備事業の面積上限の拡大や補助要件などの弾力的な運用を図ること。 また、嵩上げ事業決定前に先行して行った工事については遡及して事業の対象 とするなどの柔軟な措置を講じること。
- (3)被災した観光地及び観光関連施設等の復旧や地域経済の回復・復興を速やかに 進めることができるよう、観光地及び観光施設等に対する復興交付金制度を創設 するとともに、国・県・市町村・観光事業者等関係者で構成される協議会を立ち

上げ、事業誘致を図ること。

- (4) 国内外の各種会議や研修会、学術研究会等いわゆるコンベンションの誘致・開催に重点的に取り組むとともに、必要な財政支援措置等を講じること。
- (5) 地震被害及び原発事故に起因する風評被害を払拭し、継続的な誘致活動を推進するとともに、関係事業の支援を拡充すること。
- (6)被災した事業者及び当該事業者と取引のあった事業者の資金繰りは予断を許さない状況であることから、経営の安定に支障が生じることがないよう、各種融資制度の継続・拡充を図ること。
- (7) 専門家派遣事業など地域づくり支援事業等住民の合意形成促進に資する事業の 継続実施及び拡充を図ること。
- (8) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、事業年度の繰延べを認めるとともに、必要な予算を確保する等、産業復興に支障が生じないようにすること。
- (9)「三陸復興国立公園」構想の推進を図ること。
- 8. 公共施設等の復旧支援について
- (1)本庁舎、総合支所・支所等行政庁舎の本復旧について、市町村行政機能応急復 旧補助金と同様の財政支援措置を講じること。
- (2) 設置主体の如何に拘らず、被災し大きな被害を受けたコミュニティ施設の建替えや改修等に対する十分な財政支援策を講じること。
- (3)被災した体育館等応急避難所としての役割を果たす公共施設の早期復旧のため、 補助金等の財政支援については、激甚災害指定を受けた地域に限らず災害救助法 の適用地域全域を対象とすること。
- (4) 東日本大震災を踏まえた防災情報を地域、世代を超えて共有・伝承するための 拠点施設を被災地に設置すること。
- (5) 東日本大震災後の余震等により新たに被災した公共土木施設の復旧については、 都市自治体の負担となっていることから、救済措置を講じること。
- (6) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法における事業期限の延長を図ること。
- (7)特定鉱害復旧事業について、国が許可しない亜炭採掘に係る全鉱区並びに効用 阻害がないとされる山林、原野、雑種地にも認定を拡大し、国土の保全を図るこ と。
- (8) 震災復旧における指定以外の文化財の修復について、十分な財政支援措置を講じること。

- (9) BOT方式を採用した PFI 事業により整備した学校給食センターや社会教育施設等の災害復旧については、建物の所有権移転前に財政措置を講じること。
- (10) 水道事業における災害対策の充実強化を図るため、自家発電装置の設置、応急給水用機材の整備、水道管補修材料の備蓄に係る財政措置を講じること。

9. 復興道路等交通基盤の整備促進について

- (1)被災地域の再生に必要な復興道路・復興支援道路について、重点的な整備促進 を図り、早期の全線開通を目指すこと。
- (2)被災した鉄道路線の早期の全線復旧に向け、既存の補助制度の更なる拡充を図るとともに、被災した鉄道の運行主体に対し、全面的な財政支援措置を講じること。
- (3) 災害時における緊急車両や物資輸送車両等の移動円滑化や緊急輸送路の確保の 観点から、災害対策及び被災地復興として、道路整備の財源を確保し、高速交通 ネットワークの整備を進めるとともに、スマートインターチェンジの整備を促進 すること。

10. 港湾・河川の早期復旧整備と利用促進について

- (1)被災を受けた港湾を早期に本格復旧させ、復旧期間中、荷役機能の低下による港湾利用荷主企業の費用負担の増加を補う新たな支援制度の創設を図ること。
- (2) 多重防災型まちづくりに必要な湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設等の可及的速やかな復旧はもとより、既存の整備計画に係る事業の早期実現を図ること。
- (3)産業活動の拠点となる公共ふ頭の速やかな復旧及び嵩上げと港湾物流機能向上に係る施設の早期確保を図ること。
- (4) がれき等の災害廃棄物の輸送及び復興整備に係る建築資材の運搬等における海 上輸送の利用促進を図ること。
- (5) 国際物流ターミナルの岸壁の大水深化及び岸壁、荷役機械、野積場の一体的な 耐震強化並びに早期供用開始を図ること。
- (6) 背後地、漁港区も含めた一体的な施策の展開及び防災機能を有する国の港湾業務庁舎を整備すること。
- (7) 津波対策として実施する河川管理施設整備を基幹事業として取り扱うこと。
- (8) 地方自治体が行う河川等の迅速な復旧、整備に対して財政措置を講じること。

11. 農林水産業の復興支援について

(1)被災地域における公設地方卸売市場等の農業施設の災害復旧・復興に必要な財政支援措置を継続するとともに、使用料の減免による歳入減について交付税等の措置を講じること。

また、被災自治体の実情に応じた災害復旧対策の制度運用を行うとともに、財政支援の一層の拡充を図ること。

- (2)農山漁村地域復興基盤総合整備事業により圃場整備等を実施する際の受益者負担の更なる軽減策を講じること。
- (3)被災地域における水産業及び関連産業の復興のため、被災自治体の実情に応じた災害復旧対策の制度運用を行うとともに、財政支援の一層の拡充を図ること。

12. 情報通信基盤整備について

- (1)被災地情報通信基盤整備については、補助制度及び地方交付税措置による財政支援を継続すること。
- (2) 新たな災害に強い情報通信基盤整備(V-1 o w を活用した基盤整備など)に ついての補助制度を拡充すること。
- (3) 情報通信技術 (ICT) を活用した防災ネットワークの整備に当たっては、実 証実験の補助メニュー及び財政支援を拡充すること。

13. 東日本大震災からの復興を祈念する日の制定について

東日本大震災は地震、津波、原子力災害という未曾有の複合的な災禍であり、この復興と今後も発生が想定される大災害への備えについて国民の理解を深める、新たな「祈念の日」を制定すること。